

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起休日に當たるときは、その翌日)

目 次

◇告 示 飼料の分析検査の概要

解除予定の保安林(六件)

保安施設地区予定地

土地改良事業計画の適否の決定

都市計画の変更に係る案の縦覧(五件)

△公 告 危険物取扱者講習の実施

告 示

鳥取県告示第五十四号

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一
条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十一月に収去した飼料の分析検査の

概要を同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録飼料

製造事業場の所在地及び名称 飼 料 の 名 称	登録番号	検査結果					収去年月日その他 特記すべき事項
		粗たん 質	粗脂肪	粗纖維	粗灰分	要検出物 注意	
神戸市葺合区小野浜町9-50 日清製粉株式会社 神戸飼料工場	75B.C.第11号	16.0 16.8	2.5 3.6	5.0 2.2	8.0 5.2		米子市灘町3丁目102番地 島根米穀株式会社 日清飼料米子営業所 昭和50年11月6日
日清印子豚用人工乳 ネオコロフードP	69B.A.第9号	18.0 19.4	4.5 6.9	3.5 1.7	8.0 5.7		
日清印大雑用完全配合飼料 大雑	73T.C.第10号	14.0 15.2	2.0 2.6	6.0 3.3	10.0 6.5		
日清印成鶏用完全配合飼料 ハイレグボン	73T.D.第12号	16.0 17.0	2.0 2.8	6.0 2.7	12.5 9.4		
境港市外江町3743-1 山陰くみあい飼料株式会社 くみあい標準配合飼料 幼雑用1号	第3942号	20.0 20.2	3.0 3.2	5.0 2.9	8.0 5.6		昭和50年11月6日
くみあい標準配合飼料 大雑用1号	70T.C.第40号	14.0 15.1	3.0 3.3	6.0 4.0	9.0 7.2		

[備考] 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し「粗脂肪」の欄はフイッシュソリュブル吸着飼料以外については「以上」をフイッシュソリュブル吸着飼料については「以下」を示し、「粗纖維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。收去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

非登録飼料

製造事業場の所在地及び名称 飼 料 の 名 称	表 示 区 分	検査結果				收去年月日その他 特記すべき事項
		成 分	検査	結 検	出 物	
粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	要注意法第15条の2 検出物に關するもの	その他	
境港市竹内町664 (角新商店)		84.0	3.9	1.4		昭和50年11月6日
境港市外江町3743-1 山陰くみあい飼料株式会社 くみあい配合飼料 ピツグエースB	表	16.0 17.0	2.5 2.6	4.0 2.1	8.0 4.2	昭和50年11月6日
くみあい配合飼料 ピツグエースエクストラ	表	15.0 16.6	2.5 3.4	4.0 1.8	6.0 4.6	

[備考] 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を付した飼料を、「票」とあるのは任意に成分票を付した飼料を、空白はそれ以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し、「粗脂肪」の欄はフィッシュソリュブル吸着飼料以外については「以上」を、フィッシュソリュブル吸着飼料については「以下」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。検出物「法第15条の2に関するもの」の欄中上段は混入物の表示上の混入割合を示し、下段は分析結果の混入割合を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

(第三種郵便物認可)

昭和51年1月27日

鳥取県公報

鳥取県告示第五十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大内字タレザコ八四五の六、八四五の七、八四六の

四 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

鉄道用地とするため

鳥取県告示第五十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字柿谷字戒谷二四九の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字木地山字内札谷一二三九の四(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

5 昭和51年1月27日 火曜日

鳥 取 県 公 報

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
 日野郡日野町本郷字天王行岸六二九の一（次の図に示す部分に限る。）
 六二九の四から六二九の九まで、字ハゲラ一六六七の一、一六六九の一
 （次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
 土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
 道路用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 鳥取県告示第五十九号**
 次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
 昭和五十一年一月二十七日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
 日野郡江府町大字柿原字宮ノ向六九八の四、字向貝市七五五の四
 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
 道路用地とするため
- 鳥取県告示第六十一号**
 次の土地を保安施設地区予定地にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。
 昭和五十一年一月二十七日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一(一) 保安施設地区予定地の所在場所
 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すと
 「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 二 保安林として指定された目的
 土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
 道路用地とするため
 水源のかん養
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

おりとする。)

八頭郡若桜町大字諸鹿字コブキ八九五の二三、字折谷七〇から七一

まで

西伯郡名和町大字豊成字北原八三三

指定の目的

土砂崩壊の防備

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

(二) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線

及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

西伯郡名和町大字加茂字樋田五三三、五四一、五四二、

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

(二) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号を順次結んだ線及び

標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

(二) 指定の目的

西伯郡名和町大字豊成字浜坂八一七の三

(二) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線

及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

西伯郡名和町大字豊成字浜坂八一七の三

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

(二) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二十六号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

日野郡江府町大字吉原字論手六の一

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三)

指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間
七年

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課並びに若桜町役場、名和町役場及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六十二号

昭和五十年十一月三日付けで岸本町から申請のあつた土地改良（吉定地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年一月二十八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画道路を変更しようとするので、同法第二十二条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和五十一年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画を変更する土地の区域

緑一号袋川通り線

削除する部分

鳥取市御弓町、吉方町一丁目、寺町、戎町、元町、川端四丁目、川端五丁目、元魚町四丁目、茶町、本町五丁目、片原五丁目、玄好町、材木町、湯所町一丁目、湯所町二丁目、弥生町、栄町、瓦町、南町、寿町、相生町一丁目及び相生町四丁目

(一) 十号旧袋川通り右岸線

追加する部分

鳥取市御弓町、吉方町一丁目、寺町、戎町、元町、川端四丁目、川端五丁目、元魚町四丁目、茶町、本町五丁目、片原五丁目、玄好町、材木町、湯所町一丁目及び湯所町二丁目

(一)十一号旧袋川通り左岸線
追加する部分

鳥取市弥生町、栄町、瓦町、南町、寿町、相生町一丁目及び相生町四丁目

二 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六番地 鳥取市役所

三 縦覧期間

昭和五十一年一月二二十八日から昭和五十一年二月十日まで

鳥取県告示第六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画道路を変更しよう

とするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和五十一年一月二二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

数津字大向イ、国安字一里塚、字高土手ノ一、字高土手ノ二、字下河原、字外新田下ノ割、字逆巻、字三ツ井、字村ノ下、字長屋前、字居村、字瀬戸川、字供養塚、字宮ノ元、字宮ノ上、字土手ノ内及び字小保手並びに八坂字玉津河原及び保ヶカ鼻

変更する部分

鳥取市宮長字井原、吉成字外河原及び叶字八反田

二 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六番地 鳥取市役所

三 縦覧期間

昭和五十一年一月二二十八日から昭和五十一年二月十日まで

鳥取県告示第六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画道路を変更しよう

とするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和五十一年一月二二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画を変更する土地の区域
二・一・四号叶裁判所線(変更後の名称 一・三・二号八坂裁判所線)
追加する部分

鳥取市叶字中島河原、字河原口、字三牧、字大高瀬及び字大向イ、

一 都市計画を変更する土地の区域
三・四・六号米子港両三柳線

変更する部分

米子市立町四丁目、錦町三丁目、西三柳字空地市庵道添東並びに米原字吉左衛門道西空地、字吉左衛門道東空地、字吉左衛門道東六拾間、字市庵道東六拾間、字大沢十一及び字大沢十二

二 都市計画の案の縦覧場所

米子市中町二〇番地 米子市役所

三 縦覧期間

昭和五十一年一月二十八日から昭和五十一年二月十日まで

鳥取県告示第六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市公園を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和五十一年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画を変更する土地の区域

第八・七・一号 久松公園

追加する部分

鳥取市東町二丁目及び湯所町一丁目

二 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六番地 鳥取市役所

三 縦覧期間

昭和五十一年一月二十八日から昭和五十一年二月十日まで

鳥取県告示第六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画緑地を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和五十一年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画を変更する土地の区域

第二号旧袋川緑地

追加する部分

鳥取市材木町、玄好町、片原五丁目、本町五丁目、茶町、元魚町四

丁目、川端五丁目、川端四丁目、元町、戎町、寺町、弥生町、栄町、瓦町、南町、寿町、相生町一丁目及び相生町四丁目

二 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六番地 鳥取市役所

11 縦覧規制

昭和51年1月27日 | 可認便郵物種第三

公

告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5の規定により、危険物取扱者講習を次のとおり実施する。

昭和51年1月27日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 講習の日時及び場所

- (1) 昭和51年2月23日 午前10時から 烏取県庁
- (2) 昭和51年2月20日 午前10時から 烏取県中部総合事務所
- (3) 昭和51年2月25日 午前10時から 烏取県西部総合事務所

2 受講手続

- (1) 受講申請書の受付期間

昭和51年2月1日から2月10日まで（郵送による場合は、2月10日までの消印のあるものに限る。）

- (2) 提出書類

危険物取扱者受講申請書

3 受講手数料及びその納付方法

- (1) 受講手数料 800円

(2) 納付方法

(1) て記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄により附けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

- 4 受講申請書の提出先
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。